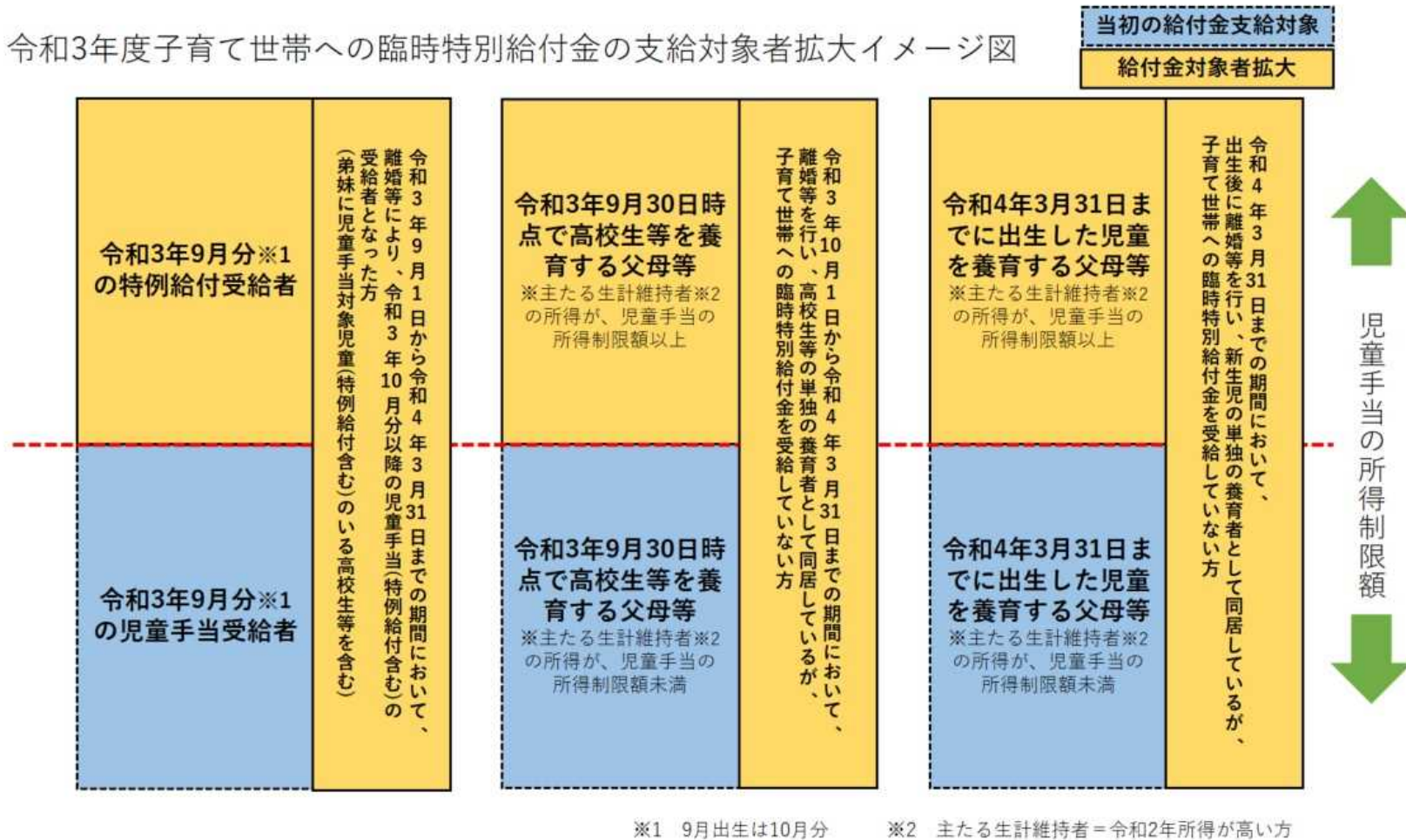


令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者拡大イメージ図



※特例給付とは・・・中学生卒業までの児童を養育している方の所得が、児童手当の所得制限額以上の場合、児童1人あたり月額5,000円を支給する制度です。

※離婚等とは・・・離婚（離婚調停中や配偶者からのDVを含む）かつ、父母が別居（世帯分離を含む）している状態のことです。